

侵略的外来水生植物徹底駆除事業

自然環境保全課

現状と課題

侵略的外来種の対策については、外来生物被害予防三原則(入れない、捨てない、広げない。)に基づき、外来生物法の防除実施計画の作成やエイリアン・バスター事業等により普及啓発、駆除作業などを推進してきたところであるが、依然として次のような課題がある。

- 1) オオバナミズキンバイについては、侵入から年月が経過しておらず、また、全国的な生息域は大きくないことなどから、生態が十分に解明されておらず、効果的かつ効率的な対策手法が見出されていない。
- 2) 次々と新たな外来種が侵入する状況にあり、情報の共有と発信、継続的なモニタリング(監視)が必要。
- 3) 外来種の侵入状況や危険度などを取りまとめた基準書や計画が未整備。

外来種対策の全体像

侵略的外来水生植物徹底駆除事業【重点化特別枠】

県は、国や市町、県研究機関などと連携して、より効果的・効率的な駆除により、琵琶湖の生物多様性を脅かす侵略的外来水生植物を徹底的に駆除する。(20,000千円:環境省生物多様性支援事業(国1/2、県1/2))

生態解明 効果的駆除方法確立・駆除

外来種の生態を明らかにして、効果的かつ効率的な駆除方法の確立と駆除の実施。

外来種連絡調整会議発足

国、県、市町などで情報共有、対策検討等。

外来生物防除対策事業 (マザーレイク基金)

県民やNPO法人、市町などの多様な主体と協働で侵入した外来生物の拡大を阻止する。(3,900千円:マザーレイク基金)

普及啓発 早期発見 駆除活動

普及啓発や、多様な主体による新たな侵入種等の早期発見・監視、駆除活動を支援。

外来種リスト・防除計画作成

外来生物の侵入状況や生態、危険度、防除対策の優先順位を明確化。

環境省の取組

オオバナミズキンバイの特定外来生物指定手続き、近畿地方環境事務所による防除モデル事業などの実施。

県の生物多様性戦略

生物多様性戦略(平成26年度策定)での外来種対策の位置づけ。

年度別計画

区分(百万円)\年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全体事業費	20	20	20
うち交付金	10	10	10
うち県一般財源	10	10	10



目指す成果

オオバナミズキンバイ等の侵略的外来種の根絶！